

## 令和8年度地域生物多様性増進法に基づく実施計画認定促進事業 被支援者募集要項

### 1 趣旨

群馬県における30by30目標達成に向け、自然共生サイト認定面積を増加させるため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づく増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画（以下「実施計画」という。）の申請に係る動植物種の調査や活動・モニタリング計画の作成等を支援する。

### 2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 被支援者

本要項に定める事業として法の認定申請の支援を受ける企業・団体・市町村等をいう。

#### (2) 対象地

法及び本要項に定める申請対象となりうる実施計画において、実施区域として申請予定である土地。ただし、対象地は群馬県内の土地に限る。

### 3 支援の内容

本事業において行う支援の内容は、以下のうち被支援者が自ら実施することが難しく支援を必要とするものとする。なお、支援の内容に金銭や物品の提供は含まない。

#### (1) 現状把握

対象地における生物多様性の状況把握

#### (2) モニタリング調査

実施計画作成に必要なモニタリング調査における調査方法、機材選定、調査適期・頻度等の提案

#### (3) 実施計画作成

実施計画記載内容、添付資料等についての助言

### 4 被支援者の募集及び決定

被支援者は、公募により選定するものとし、その方法は以下のとおりとする。

(1) 募集期間 令和8年4月17日～令和8年7月31日

(2) 提出書類 支援申込書

(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出する。

(4) 提出先 群馬県環境森林部自然環境課

(住所、メールアドレスは「8 問い合わせ先」参照)

(メールでの提出の場合、件名は「令和8年度 地域生物多様性増進法に基づく認定促進事業応募」とし、メール送信後に、電話により着信確認を行うこと。)

(5) 提出期限 令和8年7月31日16時必着

## 5 応募要件

被支援者は次の要件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 対象地の所有者等から本事業応募について了承を得た活動者であること
- (2) 法の認定申請に向け、具体の活動を行っている又は行う予定があること
- (3) 自ら法の認定申請を行う意思があること
- (4) 対象地の全部が群馬県内にあること
- (5) 対象地における土地の権利関係や保護と開発の対立などの紛争がないこと
- (6) 対象地の所在地や管理措置に関連する法令を順守していること
- (7) ぐんまネイチャーポジティブ推進プラットフォームメンバーであること
- (8) 本事業による支援を受けた場合、ぐんまネイチャーポジティブ推進プラットフォーム参加企業・団体等に対し、支援を受けた内容や法の認定申請に係る手続き、それに付随する活動等について積極的に周知し、またこれらの企業・団体からの問い合わせ等に積極的に対応できること
- (9) ぐんまネイチャーポジティブ推進プラットフォームの活動や、その他、群馬県が行うネイチャーポジティブ関連事業に積極的に協力できること
- (10) 令和8年度生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）に申請しないこと
- (11) 破産宣告を受け復権していない者でないこと
- (12) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (13) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (14) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (15) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (16) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

## 6 被支援者選定方法

- ・ 群馬県環境森林部自然環境課で応募要件の適合状況等を審査し決定する。
- ・ 支援の可否については、令和8年8月上旬（予定）に応募者に対し通知する。

## 7 被支援者が遵守すべき事項

被支援者は、本要項に基づき支援を受けるにあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業の趣旨に則り、適切な対象地の管理や情報の収集・提供に努めること
- (2) 応募に当たり、[「自然共生サイト申請方法」（環境省）](#)、[「増進活動実施計画等の認定等事務取扱要領」（独立行政法人環境再生保全機構）](#)、[「地域生物多様性増進活動の手引き」（独立行政法人環境再生保全機構）](#)の内容を確認すること
- (3) 令和8年度または令和9年度中に法の認定申請を行えるよう努めること
- (4) 群馬県環境森林部自然環境課が行う効果測定に協力すること

8 問い合わせ先

群馬県環境森林部自然環境課

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-2872

メールアドレス：kanshizen@pref.gunma.lg.jp